平成２６年（フ）第６６号
岐阜県大垣市南若森町661番地１　アーバンライフ久世106、破産手続開始決定時の住所岐阜県養老郡養老町色目408番地４
破産者　杉村ヒデカズこと　ラエルシオ　ヒデカズ　スギムラ
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
静岡県富士市増川704番地
破産者　石川石油こと　石川　博文
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２６６号
静岡県浜松市浜北区中瀬2534番地の２
破産者　堀出　常夫
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
京都市西京区大枝西長町９番地33
破産者　谷口　尚人
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
京都府八幡市男山香呂１番地一Ａ27一401、前住所京都府八幡市川口浜８番地の40
破産者　中村　裕二
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５５３号
京都市南区東九条南烏丸町61番地　ハイツムービー210号、住民票上の住所京都市南区東九条南石田町20番地１
破産者　筒井喜久子
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
和歌山県橋本市隅田町河瀬457番地の１Ｂ一102
破産者　ＨＡＲＵ建築こと　辻尾　康紀
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８２号
和歌山市北中島１丁目５番17号
破産者　黒川奈津美（旧姓島田）
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
和歌山市中之島710番地３　グランドハイツサンシャイン906号
破産者　岡田垣内スナンターこと　ＯＫＡＤＡ　ＧＡＩＴＯ　ＳＵＮＡＮＴＡ
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２６号
山口県宇部市西中町８番20号、開始決定時の住所山口県宇部市大字中山472番地２
破産者　村田　勝也
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１２７号
山口県宇部市西宇部南２丁目13番５一５号、開始決定時の住所山口県宇部市大字中山472番地２
破産者　村田美津子
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２１号
愛媛県四国中央市金生町山田井1203番地ヴィラ大昌501号、前住所愛媛県四国中央市新宮町馬立4574番地
破産者　髙橋　英彦
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１７５号
長崎県長崎市小江原２丁目32番12号、開始決定時の住所長崎県長崎市油木町52番地93　コアマンション青山グランヒルズ1212号
破産者　野村　陽一
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
長崎県長崎市万屋町２番23号　モンパルト万屋602，申立時の住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷203番地８　ファミールＩ　101、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷765番地１　バリュージュアンＢ201
破産者　城山　理恵
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
大分市大字津留1981番地の６
破産者　山尾　泰海
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
宮崎県都城市姫城町14街区14号
破産者　川島　伸成
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２７年（フ）第５６８号
千葉市中央区宮崎１丁目１番１号　ビバーチェ宮崎Ｃ一226号
破産者　小松　志朗
１　決定年月日　平成27年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４８号
千葉県市原市馬立2044番地
破産者　鳥羽　拓哉
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係